

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

309
08/8/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

6か国協議「第2段階の行動」 合意のハードルをさげて終了か 核計画申告、検証プロセスで行き詰まる

7月10～12日、6か国協議・首席代表者会議が、9ヶ月ぶりに北京で開催され、プレスコミュニケを発表した。その後、7月23日には6か国非公式外相会議がシンガポールで開催された。昨年の10・3合意（第2段階の行動）の履行を目指したものであったが、合意内容は米朝間の密室合意によって変質し核計画の申告への要求レベルを下げて、米国は北朝鮮へのテロ支援国家の指定解除と対敵通商法の適用解除を行った。6か国はこれを容認したが、申告の検証で行き詰まっている。

首席代表者会議での新合意

6か国協議は07年9月27日～30日の第2次セッションを経て、「第2段階の行動」についての10・3合意¹を達成していた。今回、7月10日～12日、北京の釣魚台迎賓館で開かれた首席代表者会議はこの「第2段階の行動」の実施過程において開かれた。最終日の7月12日にプレスコミュニケが発表されたが、全文を資料1（3ページ）に掲げる²。

プレスコミュニケは、事実上、第2段階の終了を告げるものであるが、それは第3段階に向かうまでに大きな空白期間を生み出す可能性をはらむ内容となった。まず何が合意されたか、重要なポイントを見ておこう。

1) 検証メカニズム設置

第一に、検証メカニズムの設置に合意した。これは「朝鮮半島の非核化に関する作業部会」³（幹事国は中国）の下に置かれる。何を検証するためのメカニズムかという点が重要であるが、合意は「05年の9・19共同声明にしたがい、朝鮮半島の非核化を検証する」ことを目的とすると定義している。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が核計画の申告を提出した今の時期に設置されたので、申告の検証のための制度であると受け取られるのが当然であるが、そうではない。

検証の手段や方法についても触れているが具体性に乏しい。この点は後に詳しく分析したい。

2) 監視メカニズム設置

第二に、監視メカニズムの設置に合意した。代表者会議の下に置かれる。その目的は、6か国協議において各国が行った約束の履行を監視することである。これは、検証メカニズムの設置に伴う当然の要求として北朝鮮から提起されたものであろう。検証メカニズムの設置だけでは、北朝鮮ばかりが監視されることになるが、その政治的、経済的な見返りの実行も監視されるという論理である。

監視メカニズムの設置によって、これまで位置づけが必ずしも明確でなかった代表者会議が6か国協議の中で重みを増す。フル・スタッフのチームで構成される6か国協議ではなく、代表者会議がより機能的な役割を果たすよう

今号の内容

6か国協議の新段階、 検証で行き詰まる

<資料>代表者会議プレスコミュニケ全文(7.12)

<資料>北朝鮮談話全文(7.4)

チェコ MD 反対、国際ハンスト

<資料>ハンスト者の宣言

ガム・マスタープラン概要

【連載】被爆地の一角から(30)

オスロ・プロセス 土山秀夫

8月15日号は休みます。次は9月1日合併号です。

になるであろう。

3) 第2段階の締めくり

第三に、代表者会議は10・3合意の「第2段階の行動」の締めくり方について、内容と日程に合意した。といっても、コミュニケがこのような表現で合意を記述しているわけではない。資料を見ていただいで分かるように、「第3段階の行動」についての意見交換が始まったことを記しているこのコミュニケとしては、当然、第2段階の締めくりを明確にすることが意図されたであろう。しかし、そのような意味で書かれるべき重要な項目の一つ「核計画の申告」の扱いが全くの空白になった。この点は次節で論じる。

結果として「寧辺核施設の無能力化と経済及びエネルギー支援」に関してのみ締めくり方が明記された。

- ・北朝鮮は、申告を提出した6月26日時点で約50%完了と伝えられる⁴ 使用済み燃料の抜き取りを完結させるなど、寧辺施設の無能力化を10月末までに完了する。
- ・米国とロシアは重油などの支援の残り分を10月末までに供給し終わる。
- ・中国と韓国は、重油以外の形の支援について法的拘束力のある合意を北朝鮮との間で8月末までに署名する。

重要な欠落——北朝鮮の申告の扱い

マスメディアの報道によって北朝鮮の核問題に関心を持ってきた読者が、今回のコミュニケを読んだとき、大きな戸惑いを感じたはずである。なぜならば、以下のような著しい経過があったからである。

6月26日に北朝鮮が懸案の「核計画の申告」を提出した。同時に米国が見返りとして北朝鮮に対するテロ支援国家(SST)の指定解除と対敵通商法(TWEA)の適用解除手続きを行なった。翌6月27日には寧辺黒鉛炉の冷却塔の爆破シーンが演出されるなど、世界中の市民は鳴り物入りで状況の進展を見せられた。ところが、その出来事が、プレスコミュニケにまったく登場しないのである。北朝鮮の「核計画の申告」は、6か国協議の議長であり「非核化作業部会」幹事である中国に提出された。それを受けて代表者会議は開催された。にもかかわらず、コミュニケには、申告に触れる言葉が一言も登場しない。極めて奇怪で異常な現実である。

先に触れたように、プレスコミュニケで強調された検証メカニズムを、人々は「申告」内容を検証するためのメカニズムであると受け取ったかもしれない。しかし実際には、それを含むことは否定しないが、もっと一般的な制度の確立として定義された。そして、「申告」を検証するための第一歩を踏み出す具体性は一つ書かれなかった。

もともと、10・3合意による「第2段階の行動」には北朝鮮がとるべき重要な二つの内容が含まれていた。すなわち、一つは寧辺の3核施設(5メガワット黒鉛実験炉、再処理工場、核燃料棒製造施設)の無能力化であり、もう一つは「すべての核計画の完全かつ正確な申告」であった。それに対して他の5か国がとるべき行動として、100万トン重油相当の経済・エネルギー支援と、米国による北朝鮮に対するSST指定解除とTWEA適用終了が見返りとして合意された。これらの相互の行動を「行動対行動の原則」で実現するのだが、どの行動をどの行動に対応させるかは簡単に決められるのではなく、交渉の難題であり、結果の形は未知数であった。

現在までの経過は、第2段階における行動対行動が、一つの分かり易い形に整理されて実行されてきたことを示している。つまり、「寧辺の核施設の無能力化」という行動に対しては「100万トン重油相当の経済・エネルギー支援」という行動が対応し、「すべての核計画の完全かつ正確な申告」という行動に対しては「米国のSST指定の解除とTWEAの適用終了」が対応する。そして、代表者会議は前者については締めくりの手順について合意したが、後者については一言も言葉を発しなかったのである。

実際には、代表者会議は、後者の行動対行動についても、申告された内容について具体的な検証の第一歩に合意し、それがスタートすることをもって第2段階の締めくりとする意図を持っていたと思われる。そのような見通しの上に第3段階の課題も描かれていたであろう。しかし、後者の行動対行動は検証問題で行き詰まった。この交渉は米朝の密室で進められてきており、政治情勢によっては大きな空白時期が生まれる可能性が否定できない。

申告と検証

本誌第295-6号(08年1月15日)で指摘したとおり、10・3合意における「すべての核計画の完全かつ正確な申告」という内容は、多くの解釈が可能であり一義的に定められる性質のものではない。しかし、言葉を厳密に解釈する立場に立てば、北朝鮮の核兵器開発計画に関連してこれまで問題視された次のような内容を、申告はカバーすべきものと考えられる。

- ①プルトニウムの保有量と存在形態と場所
- ②プルトニウム製造施設の活動
- ③ウラン濃縮施設の計画
- ④核弾頭の製造・貯蔵場所、保有量
- ⑤核実験場
- ⑥シリアへの原子炉建設支援

これらの項目について、北朝鮮が「これが全てであり、完全かつ正確である」と自称して申告したとき、それだけで北朝鮮は約束を果たしたと言えるであろうか。もし申告がでたらめの申告であれば受け取っても意味がないのであり、北朝鮮が「申告した」と見なすことはできないであろう。また逆に、検証には極めて長期間を要するので、申告されたものの検証の完了をもって「申告した」と見なすのは現実的ではない。したがって、「検証可能な精度と誠意をもった申告が行われた」という現実的な判断を下しうる申告の形式と内容の規準を巡って、米朝は試行錯誤の交渉を行ったのである。

申告問題に関する米朝交渉が大きな前進があったと各紙が報道したのは、08年4月8日にシンガポールで開かれた米朝会談の時であった。約1か月前のジュネーブで開かれた会議(3月13日)で埋まらなかった溝が、シンガポールで急速に埋まったとの感触を北朝鮮も米国も表明した。

そして1か月後の5月8日、北朝鮮は19000ページに及ぶ5メガワット原子炉の稼動記録を米国に提出した。これは検証を可能にする有用な資料であるとの感触を米国に与えた。国務省ファクトシートは「1986年までさかのぼったこの稼動記録は、すでに有益なデータを生んでいるが、今後も北朝鮮の申告を検証するのに貢献するだろう」と評価している⁵。


振り返ると、この過程で米国は申告へのハードルを下げ

資料1	<p>第6回6か国協議 首席代表者会議プレスコミュニケ 2008年7月12日、北京</p>	<p>り構成され、朝鮮半島の非核化に関する作業部会に対して責任を負う。検証メカニズムの検証措置には、施設への訪問、文書の検討、技術者との面談、及び6か国が合意するその他の措置が含まれる。必要な場合には、検証メカニズムは、国際原子力機関（IAEA）より関連する検証に対する助言及び支援を受けることができる。検証の具体的な計画及び実施は、コンセンサスの原則に従って、朝鮮半島の非核化に関する作業部会により決定される。</p> <p>2. 6か国は、6か国協議の枠組みの中に、監視メカニズムを設置することに合意した。監視メカニズムは、6か国の首席代表者により構成される。監視メカニズムの任務は、不拡散及び朝鮮民主主義人民共和国に対する経済及びエネルギー支援を含め、6か国それぞれが6か国協議の枠組みの中で行った約束を尊重し履行することを確保することである。</p> <p>監視メカニズムは、6か国が効果的と考ええる方法によって、その責務を遂行する。6か国の首席代表者は、適当な者に対して、その責務の遂行を委任することができる。</p> <p>3. 6か国は、寧辺の核施設の無能力化並びに経済及びエネルギー支援に関する今後の日程を作成した。</p> <p>朝鮮民主主義人民共和国による寧辺の核施設の無能力化、及び他者による朝鮮民主主義人民共和国に対する残余の重油及び重油以外の支援は、並行して完全に実施される。</p> <p>6か国は、2008年10月末までに、朝鮮民主主義人民共和国に対する重油及び重</p>	<p>油以外の支援を完了するよう取り組む。アメリカ合衆国及びロシアは、2008年10月末までに、朝鮮民主主義人民共和国に対する各々の残余の重油支援分の供給を完了するよう取り組む。</p> <p>中国及び大韓民国は、両者の残余の重油以外の支援の供給に関し、2008年8月末までに、朝鮮民主主義人民共和国との間で拘束力のある合意に署名するよう取り組む。</p> <p>日本国は、環境が整えば、可能な限り早期に朝鮮民主主義人民共和国に対する経済及びエネルギー支援に参加する意向を表明した。</p> <p>朝鮮民主主義人民共和国は、2008年10月末までに、寧辺の核施設の無能力化を完了するよう取り組む。</p> <p>4. 6か国は、「北東アジアの平和及び安全に関する指針」に関する議論を継続することで一致した。</p> <p>5. 6か国は、適切な時期に、6か国閣僚会合を北京において開催することを改めて表明した。</p> <p>6. 6か国は、2005年9月19日の共同声明の実施のための第3段階の行動に関する予備的な意見交換を行った。6か国は、引き続き、6か国協議プロセスを包括的に前進させること、及び北東アジア地域の永続的な平和と安定のために取り組むことに合意した。</p> <p>(訳：ピースデポ。英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂した)</p>
資料2	<p>10月3日合意の履行に関する北朝鮮外務省スポークスマンの談話 2008年7月4日</p>	<p>てなされるべきことを先取りしてとった行動であり、非核化にむけたDPRKの意欲の証となる善意の措置である。</p> <p>6か国協議の他の参加国は、自らの誓約を誠実に遂行することで、DPRKの努力に力を合わせるべきである。</p> <p>米国は10月3日合意に基づく政治的補償を発表したが、DPRKを「テロ支援国家」リストから削除する措置は手続き上の理由でまだ実施されておらず、すでに施行された米国が主張しているDPRKに対する「敵性国通商法」の適用終了措置も実質的には完全に履行されていない。</p> <p>経済的補償を行うという5か国の誓約も現在までに40%しか履行されていない。</p> <p>上述の合意について、6か国協議において首席代表が手を挙げて賛成したにもかかわらず、その履行段階になって参加を拒否している国があるが、いまだ黙認されて</p>	<p>いる。</p> <p>DPRKは核申告の検証においても協力する用意があるが、「行動対行動」の原則が遵守されるべきとの基本原則を堅持している。</p> <p>そもそも、9.19共同声明に基づく朝鮮半島全体の非核化は検証を前提としている。米国を含むすべての参加国による誓約の履行も例外なく検証されるべきである。</p> <p>すべての参加国が自らの誓約を正確に履行し終えた時点で初めて、10月3日合意が完全に履行されたと見るべきであり、それで初めて次の段階の問題に関する議論を円滑に行うことが可能となる。</p> <p>これが「行動対行動」の原則の基本要件であり、DPRKの一貫した立場である。</p> <p>(訳：ピースデポ。朝鮮中央通信の英文テキストから翻訳)</p>

て当面の関心をプルトリウムに絞り(①と②)、その検証方法が確保されるならば、「SST指定の解除とTWEAの適用終了」を行うという約束を北朝鮮に与えたものと思われる。前述した6月26日の米朝同時行動はこのようにして実現した。

この時点で、米国は検証方法について具体的な合意ができるものと確信をしていたと考えられる⁶。しかし、代表者会議では一般論に近い合意しかできなかったことはすでに述べたとおりである。

とはいえ、検証問題をクリアすることは避けて通ること

のできない道であり、米朝に任せるのではなく、忍耐と工夫をもって努力すべきである。この努力は、北東アジア非核兵器地帯にも役立つ蓄積となる。(梅林宏道、湯浅一郎) 

注

- 1 第6回6か国協議は07年3月19日-3月22日(第1次セッション)、07年9月27日-30日(第2次セッション)と開催されてきた。
- 2 外務省ホームページ。
- 3 07年2月13日の「初期行動」の合意において、6か国協議に設置された5つの作業部会の一つ。
- 4 米商務省報道官事務所ファクトシート(08年6月26日)。
- 5 同上。
- 6 たとえば、注4のファクトシートは検証制度の具体例を記述している。

ミサイル防衛

反MD・草の根国際運動が 始まった 発端はチェコ「リレー・ハンスト」



7月8日、米国とチェコ共和国は、中間飛行段階（ミッドコース）ミサイル防衛（MD）のための監視・追尾用レーダー（Xバンド・レーダー）をチェコ国内に設置する協定に署名した。一方、ポーランドでは迎撃ミサイル配備を巡る交渉が難航している。

このような中、チェコで始まったMD 配備反対の草の根運動が、国境を越えて広がっている。

「レーダー・ストライキ」

5月14日のプラハ・ポスト紙の一面トップを、「レーダー・ストライキ」という大きな見出しとともに、2人の市民活動家の写真が飾った。ヤン・タマス（IT コンサルタント）とヤン・ベドナー（グラフィック・デザイナー）。彼らはチェコへのMD レーダー配備への反対と、配備の是非を問う国民投票の実施を訴え、5月13日、プラハでハンガーストライキを開始した。彼らがハンストを打ち切った6月1日以降も、多くの市民のリレーで、ハンストが継続されている。

運動は国境を越えて広がる。チェコで運営されているウェブサイト「非暴力の力」は、6月22日を「スターウォーズ・システムに反対する世界ハンガーストライキの日」とすることを呼びかけ、20か国、52都市で呼応する行動が行われた。この日以外にも欧州を中心とした世界39都市

の街頭で、運動が展開されている。

「非暴力の力」は、MD 反対運動の様態を、写真や映像とともに紹介している。このサイトには、ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領や、秋葉忠利広島市長らがビデオメッセージを寄せているほか、「アボリション2000・ヨーロッパ」、デニス・クシニッチ米下院議員、ノーム・チョムスキー氏ら、核廃絶・平和のために活動するNGO や著名人のメッセージが掲載されている。「平和市長会議」は、「私たちは、市民の意志の民主的表現を促進させるために、ガンジーの非暴力行動を用いる勇気ある若者たちへの賛同を表明する」という激励メッセージを寄せた。

同サイトでは「スターウォーズ反対オンライン署名」(5ページに署名文と宣言)も呼びかけられている。ここには、7月24日現在、13万6千人を超える署名が世界中から集まっている。

08年4月、MD 反対キャンペーンのために訪米したヤン・タマス氏は、インタビューでこう述べた。「私たちはグローバルな敵と戦っている。すでに千億ドル以上を費やして未だに有用には程遠いMD 計画だが、そこから巨利を得る大企業は国境をやすやすと越える。だからそれに対抗する私たちの平和運動もグローバルでなくてはならない。私は国境や組織を越えた、大西洋の兩岸の連帯を強化するために米国にきた。私たちが力を合わせれば、進行する軍拡

MD とチェコ、ポーランド

米国はMD システムとして、チェコに追尾用レーダー、ポーランドに迎撃ミサイルの配備を計画している。

7月8日、ライス米務長官とチェコのシュバルツェンベルグ外相は、レーダー設置に関する協定に調印した。レーダーの設置予定地は、首都プラハの南西約70キロのブルディにあるチェコ国防省管理区域である。

7月8日の協定が発効するためには、チェコ議会の承認が必要である。チェコ下院は連立与党100議席、野党も100議席（無所属含む）。最大野党の社会民主党はレーダー設置の是非を問う国民投票を求めており、連立与党内にも、協定承認投票は来年1月の米新政権発足まで待つべきだという声がある。

公共放送のチェコ・テレビが5月11日に実施した世論調査では、レーダー配備反対が65%となった。国民の約7割が反対する状況は、ここ2年継続している。

東欧へのMD 施設配備を反発するロシア（本誌303・4号参照）

は、チェコ議会が協定を承認したらならば、ロシアは「軍事的手段を使わざるを得ない」とまで表明している*。最近、ロシアはチェコへの原油供給を大幅に削減した。ロシアは否定しているが、MD 協定への報復措置とみられる。

一方、地上配備型迎撃ミサイル（GBI）10基をポーランド北部、スウブスク近郊の空軍基地跡地に配備するためのこの交渉は難航している。ポーランド政府はミサイル受け入れの見返りとして、防空能力強化などのための資金協力を求めたが米国はこれを拒否、代わりにリトアニアとの交渉をお任せながら交渉を継続している。

*08年7月8日「外務省声明」。



宣言

米国の「国家ミサイル防衛」計画、すなわち米本土を守るミサイル防衛システムは、新型兵器の生産や、地球上のさまざまな地域での米軍基地設置を含む、極めて複雑な計画である。とりわけヨーロッパにおいては、チェコ共和国へのレーダー・システム及びポーランドへの迎撃ミサイル基地の設置がその第一歩である。

この計画はヨーロッパを分裂させている。現在、ヨーロッパは、米国の攻撃的な政策に対して、一致団結した、非暴力的対応を行うことができていない。ロシアと中国の反応は、「冷戦」的気分を生み出している。国際的な緊張が高まり、常軌を逸した軍備競争（通常及び核の両面において）が再開されている。最大の問題は、これらの基地が宇宙の軍事化と支配のために建設されることである。チェコ国民の3分の2以上は、チェコ領土内における米軍のプレゼンスに異を唱えている。それにもかかわらず、チェコ・米両政府は交渉を継続しており、すでに締結の段階に達しようとしている。

チェコ国民は、その領土内に米軍基地を設置する計画に関して、チェコ政府が米国とのあいだで署名するいかなる約束にも法的価値はないことを宣言する。したがってチェコ国民は、いかなる約束にも、いかなる形でも拘束されない。相対多数の賛成で議

会を通過する法に対する形式的な尊重は、真の民主主義と見なすに十分ではない。国民の大半の意志に明確に反する決定を政府が行えば、それは民主主義の精神も、そのもっとも深い意味も尊重していないことになる。

米政府は、自分たちが対話をしている相手がチェコ国民ではなく、国民の大多数の意志を代表していない少数者であるという事実をはっきりと認識するべきである。これが、いかなる合意も法的価値を持たない理由である。米国の友人たちは自国政府の政策によって、それまでチェコ文化に存在しなかった「反米感情」が広がっていることをはっきりと理解すべきである。このように、米国の攻撃的な政策は彼ら自身に降りかかってくるのである。米製品をボイコットするという非暴力運動がすでに始められており、こうした現象がチェコ共和国の国境を越えて急速に広がりを我々は知っている。

チェコ国民の多数は、自国の領土内に外国の基地を望まない。チェコの国民の多数は、国民投票という民主主義の基本的な手段により、自らの問題について自ら決定することを望んでいる。

ヤン・タマス（チェコの米軍基地に反対する非暴力運動）
ダナ・フェミノバ（平和ヨーロッパ）

（訳：ピースデポ）

スターウォーズ反対 オンライン署名

（署名文）

私は、米国家ミサイル防衛（NMD）計画の一環として、チェコ共和国の領土内に米軍基地を設置することに反対します。この計画が実施されれば、国際的な緊張が高まり、新たな軍備競争が生まれ、宇宙の軍事化と支配に向けた第一歩が踏み出されます。チェコ国民の3分の2以上がこの計画に反対していることから、このような重大問題については、国民投票によって決定するのが、チェコ国民の正当な権利であると考えます。

（訳：ピースデポ）

に、非暴力の闘いが勝利することは可能だ²。

日本から連帯・賛同の声を！

チェコに配備されようとしている米国のXバンドレーダーは、日本でも06年に青森県の航空自衛隊車力分屯地に配備された。日本近辺での迎撃システムは在日米軍と自衛隊のイージス艦である。東欧と日本は、米国防衛のための中間飛行段階（ミッドコース）MDシステム配備という同じような問題に直面している。その意味で、日本の市民

がヨーロッパの反MD運動に関心を持ち、具体的な行動によって連帯することには大きな意味がある。

「オンライン署名」への日本からの参加は、7月24日現在200人ほどに留まっている。積極的な参加を呼びかけたい。署名サイトには以下のURLからアクセスできる。
<http://petice.nenasili.cz/?lang=en>（塚田晋一郎）¹

注

1 www.nenasili.cz

2 www.democracynow.org/2008/4/18/no_bases_for_empire_international_activists#

連載

海軍グアム統合計画室

JGPOのマスタープラン案

#5
海兵隊グアム
移転を追う

未だ具体性欠く「概念計画」

米海軍グアム統合計画室（JGPO）は、2014年を完了目標とする軍増強計画に関するマスタープラン案の「概要」を、4月に公表した。次ページの囲みに、具体的に施設名を記述した部分の抜粋を示す。


「在日米軍再編合意」（06年5月）で約束された、2014年を期限とする約8000人の沖縄海兵隊部隊とその家族の移転を完了するためには、遅くとも2010会計年には第1期工事に着工しなければならない。これから逆算すれば09年（暦年）中に議会への予算要求が必要である。マスタープランは、必ずしも予算要求時に完成されていることが求められるわけではない。しかし国家環境政策法（NEPA）に

基づく環境影響評価結果と整合しない計画に、議会は予算を承認しないであろう。その環境影響評価手続きは早くとも2010年初頭（暦年）までかかる見通しである。軍はこのようなタイトな日程を、NEPA手続きとマスタープラン作成を同時並行で進めるといふ離れ業で乗り切ろうとしている。

「概要」を見て明らかなのは、海兵隊については、宿営地、住宅の立地に目星はついているものの、都市型訓練、ジャングル戦、航空作戦等の訓練施設の多くの場所は未だ検討中である。一方、榴弾砲等の重火器の実弾射撃訓練はグアムには適地がないので、北マリアナ諸島の他のど

こかを選定するべく調整中である。「概要」の「背景」…抜粋記には含まれない。

日米「再編合意」では、海兵隊移転には「作戦上の一体性を保つ」という条件が付けられていた。陸・空における訓練、演習、補給、戦場への急派の利便性など多様な側面を持つ「作戦上の一体性」についての考え方は「検討中」(「背景」というのが軍の現状である。この検討の帰趨は、沖縄から移転する部隊の構成、人数に決定的な影響を与える。つまり「沖縄の負担軽減」の具体策も未定ということである。

このように、マスタープラン案「概要」は、昨年9月に「具体性の欠如」を手厳しく批判した政府説明責任局 (GAO)^{*}の要求(本誌第293号)に、実質的に何も応えていないに等しい。この停滞の中で「沖縄の負担軽減」という本来の目的が雲霧消することは許されない。本誌は引き続き動向を注視してゆく。(田巻一彦) 

注
1 Government Accountability Office. 法改正で会計検査院 (General Accounting Office) から改称された。

グアム統合軍事マスタープラン案・概観 (抜粋記)

米海軍グアム統合計画室 (JGPO)
2008年4月

(前略)
フィネガヤン海軍コンピューター・通信施設

——海兵隊の主要な宿营地・家族住宅地区

海兵隊の主要な野営地として第一候補に挙げられているのは、フィネガヤン海軍コンピューター・通信基地 (NCTS) である。この地区には、管理・司令部施設、倉庫、兵舎、福利厚生施設、公共施設がおかれる。アンダーセン北西飛行場の南部を訓練に使用する可能性もある。フィネガヤンNCTSは民間地区と接していないために、地域社会への影響はほとんどないと予測される。既存の小規模な射撃訓練場は同施設内で運用を継続する。これも民間の居住区から離れているために、騒音等の影響は少ない。また、射撃訓練場には水上危険区域が設定されるが、釣りやダイビングなどのレジャーで民間人が隣接する海を利用することへの影響はほとんどないものとみられる。

南フィネガヤン——住宅

フィネガヤンNCTSの南部地区、および南フィネガヤン住宅地区には、海兵隊のための住宅、学校、その他のレジャー施設などがおかれる。

実弾射撃を伴わない訓練

国防総省の保有地のうち、実弾射撃を伴わない訓練場としてどこがもっとも適しているのかについては、現在検討継続中である。そこでは都市型軍事作戦 (MOUT)、機動作戦、車両運航、巡回、ジャングル戦の訓練などが行われる。MOUT訓練は、海兵隊が都市部での戦闘に備え、都市の環境で効果的に活動できるように現実的な訓練環境を提供する。機動訓練では、海兵隊が効果的な移動や、車両等の展開方法を訓練する。巡回訓練とは、海兵隊の小規模部隊が諜報活動、警護、索敵などの技量を向上するものである。ジャングル戦訓練は、海兵隊がジャングルのような環境で作戦訓練を行う。

射撃訓練場

国家環境政策法 (NEPA) によって要求される環境影響評価とマスタープラン策定プロセスを通じて、いくつかの場所について射撃場としての適合性を評価してきた。これらの射撃場には、銃弾が標的や盛り土からそれた場合の安全を確保するために、いわゆる「表面危険区域」を周辺に設定しなくてはならない。表面危険区域は、有害な破片の散逸という万が一の可能性に備えるよう設計されねばならないため、射撃地点よりかなり広範に設定される。したがって、射撃訓練場を設置するには広大な土地が必要となる。

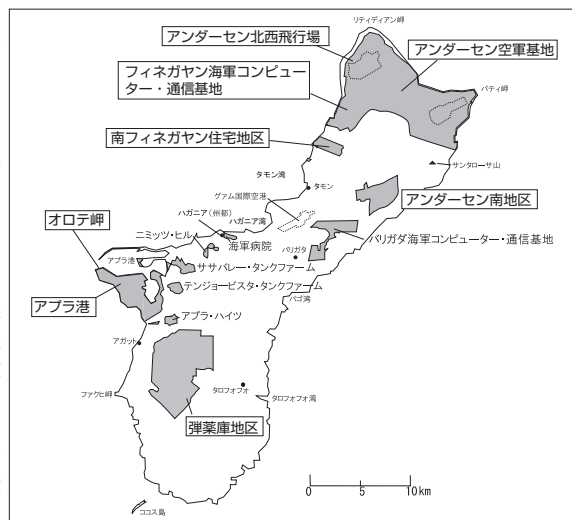
射撃訓練場として検討される多くの場所には、海上の表面危険区域も含まれることになる。米海軍はグアム政府と緊密に協力して、地元への影響がもっとも少ない場所を決定することになる。射撃場の具体的な候補地については、目下検討中である。

アブラ港

海兵隊・海軍・沿岸警備隊の活動を支援するために、アブラ港の改修が計画されている。空母の一時寄港のために、新しい埠頭を2か所に建設することが検討されている。空母は、グアムを母港にはしないが、一回あたり数週間、年に数回グアムに停泊する。空母用埠頭の建設は、作戦面、環境面、安全面のバランスをとりつつ進められることになる。

空母用埠頭の他、以下のような能力もアブラ港湾施設に付加されるかもしれない。

- ・エアクッション型揚陸艇 (LCAC) : 艦船から海岸へ物資を運ぶホバークラフト。
- ・水陸両用攻撃車両 (AAV) 運用能力 : 水中および陸上を移動できる車両。海兵隊員を艦船から海岸に揚げるのに使われる。訓練、維持、燃料補給がアブラ湾において行われる。
- ・水陸両用即応団 (ARG) 作戦 : 海兵隊員を乗せた海軍の艦船の一群。災害支援・訓練・戦闘などのために各地に派遣される。



- ・高速船 (HSV) 作戦能力 : フェリーと同様に、輸送のために使用される。ある港から別の港へ海兵隊員や物資をすばやく移動させる。
- ・随伴艦 : フリゲート、駆逐艦、巡洋艦などの艦船で、ARGの護衛等を行う。

航空作戦と訓練

グアムに恒久的あるいは一時的に駐留する海兵隊航空部隊 (ヘリと固定翼機の両方を含む) を支援するためには、作戦、維持・管理の各面にわたる施設が必要となる。航空作戦のための第一候補地はアンダーセン空軍基地の北部駐機地区である。ここであれば、既存の施設やインフラを利用することができる。

海兵隊にはさまざまなタイプの航空訓練が必要となる。多様な要求、訓練地の確保の必要性のために、航空訓練地は候補場所は単一とはならない。航空訓練のためには一定の区域が必要である。グアムで候補地とされているのは、アンダーセン空軍基地、同北西飛行場、同南地区、オロテ岬、弾薬庫地区である。北マリアナ諸島連邦のその他の場所も候補地である。

陸軍BMD任務部隊

陸軍弾道ミサイル防衛 (BMD) 任務部隊の展開候補地に関しては調査中である。BMD展開に必要な要素に関する詳細な情報は現在分析中であり、情報が入ればあらためて報告することになるだろう。(後略)

(記 : 山口響、ピースデポ)

www.jgpo.navy.mil/docs/Overview_Draft_JGPO_Master_Plan.pdf

「オスロ・プロセス」がうらやましい

クラスター爆弾禁止条約合意のための「オスロ・プロセス」や対人地雷禁止条約合意のための「オタワ・プロセス」は、核兵器廃絶運動に取り組んでいる人々にとっても、大きい励ましとなり、同時に参考になる点が多々あったはずである。

いずれの条約採択に当たっても、国際的な NGO の活躍が各国政府を動かすのにどれほど貢献したか、がハッキリと読み取れた。今回の「オスロ・プロセス」に際して、対人地雷禁止条約を手がけた NGO が再結集し、世論を背景に大国を抑え込む経験を存分に発揮したからだ。

核兵器についても過去に似たような活動の成果が挙げられている。例えば 1992 年に NGO のネットワークである「世界法廷運動」が発足し、国際司法裁判所 (ICJ) に対して核兵器が合法か違法かの勧告的意見を求める運動を起こした。これを受ける形で非同盟諸国政府が中心となって、93 年には世界保健機関 (WHO) で、94 年には国連総会で要請決議が採択された。要請を受けた ICJ は審理を重ねた末、96 年 7 月に「核兵器の使用と威嚇は武力紛争法、特に人道法の原則と規則に一般的に違反する」「厳格で効果的な国際管理の下であらゆる側面での核軍縮へと導く交渉を、誠実に遂行し完結させる義務が存在する」との勧告的意見を導き出した。

また 98 年には反核 NGO の国際的な主要 8 団体から成る「中堅国家構想」(MPI) が、カナダのダグラス・ロウチ上院議員を議長として結成された。その全面的な支持を受ける形で同年「新アジェンダ連合」(NAC) 7 か国が誕生し、2000 年の NPT 再検討会議では NGO と政府の密接な連携の下、粘り強い交渉を核兵器国との間で繰り広げた。その結果、「核兵器国は保有する核兵器の完全廃棄を達成することを明確に約束する」との合意と、同時

に核軍縮に向けた実際の措置として 13 項目の文書化を取り付けることに成功した。ICJ の勧告的意見は核兵器の使用や威嚇に対する人道的、倫理的歯止めを掛けたものであり、NAC を中心とした後者の合意事項は、核兵器の廃絶に向けた実質的な核軍縮への取り組みを明示したものと言えた。

戦争の世紀とまで呼ばれた 20 世紀を終えるに際して、人類史上、最も非人道的兵器である核兵器の廃棄が、ある程度まで手の届くところに近付きつつあるのではないかと、どの期待を人々の胸に抱かせたのは事実であった。それにもかかわらず新世紀に入るや、独善的なブッシュ政権の核政策と対テロ戦争の大義名分とによって、なぜ、いとも簡単に一連の国際的合意が無視ないし軽視されたのであるのか。その点に「オスロ・プロセス」や「オタワ・プロセス」とは異なる、核兵器特有の事情を見る思いがする。その 1 つは核兵器というものが対人地雷やクラスター爆弾に比べて、遥かに大きい比重で核兵器国の安全保障と根強く結びついている点である。

もう 1 点は 2 つの条約の場合、日本も含めて賛成した国々の多くが、自らその種の兵器を所有しているために、それを廃棄することによって言わば“率先垂範”を示したことになり、強い説得性をもって反対国に迫れた。これに反して核兵器の場合、NPT 加盟 190 か国中 185 か国が賛成したとしても、5 つの核兵器国が実際に核軍縮へと踏み出さない限り、国際的圧力には限界があることを直視せざるを得ないのだ。

それだけに超核大国である米国の新しい指導者の姿勢が何よりも重要であり、それを動かすためにも米国を中心とした国際 NGO が、改めて核兵器廃絶への強力な世論を生み出す情熱と戦略が問われているのではなかろうか。



特別連載エッセー●30

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

日誌

2008.7.6~7.20

作成 塚田晋一郎、新田哲史

EU= 欧州連合 / IAEA= 国際原子力機関 / MD= ミサイル防衛 / PAC 3 = 改良型パトリオット3

- 7月7日 北海道洞爺湖サミット開幕（～9日）。
- 7月7日 洞爺湖サミットにて米ロ首脳会談。露は米の東欧MD 配備は容認できないと米に伝える。
- 7月7日 ライス米国務長官とシコルスキ・ポーランド外相が会談。米ミサイル配備交渉が物別れに。
- 7月8日 プラハで、ライス米国務長官とシュバルツェンベルグ・チェコ外相がチェコへの米MD レーダー配備協定に署名。
- 7月8日 ロシア、米MD 配備協定がチェコ議会で承認されれば、ロシアは「軍事的手段を使わざるを得ない」と警告。
- 7月8日 米財務省と国務省、核・ミサイル開発への関与で、イランの6個人、5法人の米国内資産を凍結し、米企業との取引禁止の制裁を發動。
- 7月8日 G8 首脳会合、宣言文書に合意。北朝鮮の「完全な協力」、イランのウラン濃縮停止を要請。
- 7月8日 インド左派連合、印米核協定に抗議し、連立政権からの離脱を発表。
- 7月9日 イラン国営放送、軍事演習「偉大な預言者」(8日～)でミサイル9発を試射と報じる。イスラエルを射程に収める「シャハブ3」1発を含む。
- 7月9日 オバマ米上院議員、イランのミサイル試射を受け、イランとの直接対話に乗り出すべきとの声明を発表。マケイン米上院議員はこれを批判。
- 7月9日 米国防総省、低不発率の新型クワスター爆弾利用継続の新たな方針。
- 7月9日 日豪首脳会談。福田首相、ラッド豪首相提唱の核軍縮国際委員会の共同議長を川口順子元外相が務める旨を伝える。
- 7月9日 IAEA、米印核協定の発効条件である、印との保障措置協定草案を理事国に配布。
- 7月9日 日米など10か国による環太平洋合同演習「リムパック2008」開始。海自、ハワイ周辺米軍訓練海域で護衛艦ミサイル発射訓練。
- 7月10日 イラン、前日に続き、弾道ミサ

オーストラリアと日本の核政策に関する意見交換会

8.9 (土) 18:30 ~ 20:30
早稲田奉仕園*101 号室
参加費 500円 (事前申し込み不要)

主催：核兵器廃絶市民連絡会、原子力資料情報室、ピースボート、ピースデポ

★東京メトロ東西線
早稲田駅徒歩5分

昨年秋の政権交代を経て、大きな転機を迎えたオーストラリア。原子力・核兵器政策はどのように変わっていくのか？そして日本へのインパクトは？ 原発政策、豪のウラン採掘問題、ラッド首相提唱の「核軍縮委員会」、米印核協定への対応など、日豪の核政策の現状と、それに対する市民の取り組みの方向性について意見交換をしたいと思います。

発言 スコット・ラドラム (オーストラリア上院議員)
フェリシティ・ヒル (国際婦人平和自由連盟)

内藤雅義 (日本反核法律家協会)、伴英幸 (原子力資料情報室)、中村桂子 (ピースデポ)

◆言語：英語及び日本語 (公式の通訳は準備していません)
◆問い合わせ先：原子力資料情報室 (担当：フィリップ・ワイト)
TEL : 03-3357-3800, FAX : 03-3357-3801

◆終了後、懇親会を予定しています。参加希望の方は事前にお知らせください。

- イル (地对艦、地对地、艦対空)の大規模な発射実験。国営通信 (ウェブ版) 報じる。
- 7月10日 イスラエルが最新鋭の空中警戒管制機を公開。
- 7月10日 6か国協議首席代表会合、北京で開催。12日、共同声明を発表し閉幕 (本号参照)。
- 7月11日 リトアニア大統領、米MD 迎撃ミサイルのポーランド配備交渉が不調に終わった場合、同国への受け入れを検討すると表明。
- 7月12日 イラン政府高官、イランが攻撃された場合「イスラエルの中心部と米軍基地32か所を標的とする」と発言。
- 7月13日付 中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター実施のアンケートに、ロシア下院が核兵器を廃絶すべきと回答。
- 7月13日 「地中海連合」創設首脳会議。イスラエル、シリアを含む43か国・地域で構成。中東から大量破壊兵器を排除する方針の宣言。
- 7月14日 ロシアからチェコへの原油供給が大幅に削減されたことが明らかに。米とチェコのMD 施設配備協定署名と重なる時期から。
- 7月15日 メドベージェフ露大統領、「対外政策の概念」を発表。米欧との対立の背景に「国連など安全保障機構の機能不全」を挙げ、再編の必要強調。
- 7月15日 オバマ米上院議員、イラク戦争終結など「米国の安全保障に必要な5つの目標」を発表。
- 7月16日 ミラジオ・フリー・アジア (RFA)、6か国協議において、北朝鮮が在韓米軍の核保有を検証したい旨を米に伝えたと報じる。
- 7月19日 ソラナEU 共通外交・安全保障上級代表とジャリリ・イラン最高安全保障委事務局長が協議。イランは濃縮活動停止要求への回答を留保。

沖縄

- 7月8日 民主党、地位協定の抜本的見直しや普天間飛行場の県外、国外移設を盛り込んだ「沖縄ビジョン2008」を正式決定。
- 7月8日 普天間爆音訴訟の原告団と弁護士団、那覇地裁判決を不服として、福岡高裁那覇支部

- に控訴。被告の国側も9日、不服として控訴。
- 7月9日 所在不明の米兵が脱走兵と認定された際の、外務省から涉外関係主要都道府県知事連絡協議会への情報提供の運用が開始。
- 7月11日 仲井真知事、普天間移設の沖合移動について「アセスメントの最終的な評価書の段階で取り入れてもらわないと進まない」と発言。
- 7月15日 防衛省、嘉手納飛行場所属F15の本土移転訓練を、23日から30日の間、青森県三沢基地周辺空域で実施すると発表。
- 7月17日 普天間飛行場で、KC130 空中給油機が給油ホースを出したまま着陸。
- 7月18日 県議会、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書・決議」を野党6会派の賛成多数で可決。
- 7月18日 県と政府、第8回普天間移設措置協議会。「普天間飛行場の危険性除去」と「代替施設の建設計画・環境影響評価」の作業部会設置を確認。

今号の略語

- BMD= 弾道ミサイル防衛
- DPRK= 朝鮮民主主義人民共和国
- GAO= 政府説明責任局
- IAEA= 国際原子力機関
- ICJ= 国際司法裁判所
- JGPO= グラム統合計画室
- LCAC= エアクッション型揚陸艦
- MD= ミサイル防衛
- NAC= 新アジェンダ連合
- NEPA= 国家環境政策法
- NPT= 核不拡散条約
- SST= テロ支援国家
- TWEA= 対敵通商法
- WHO= 世界保健機関

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版 (郵送)か電子版 (メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号 (6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦 (ピースデポ)、塚田晋一郎 (ピースデポ)、中村桂子 (ピースデポ)、湯浅一郎 (ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、華房孝年、山口響、梅林宏道